
 **カンボジア投資環境**

2019年10月

みずほ銀行

国際戦略情報部

みずほ総合研究所

調査本部

【目次】

I. 基礎情報

【 I - 1 】アジア主要国経済指標	P.3
【 I - 2 】基礎データ・概況	P.4
【 I - 3 】経済構造(産業・貿易)	P.5
【 I - 4 】社会・経済の特徴	P.8
【 I - 5 】経済情勢	P.9
【 I - 6 】政治情勢	P.10
【 I - 7 】経済発展上の課題	P.11
【 I - 8 】経済発展上の強み	P.12
【 I - 9 】リスク	P.13
【 I - 10 】直接投資動向	P.14
【 I - 11 】投資先としてのポテンシャル総括	P.17

II. 投資関連情報

【 II - 1 】労働関連情報	P.19
【 II - 2 】主要経済特区	P.21
【 II - 3 】税務関連情報	P.26

III. 拠点設立

【 III - 1 】進出形態	P.28
【 III - 2 】拠点設立フロー	P.29
【 III - 3 】現地費用	P.30
【 III - 4 】口座開設	P.31

IV. 各種規制・恩典・参考情報

【 IV - 1 】外資規制	P.33
【 IV - 2 】投資誘致	P.34
【 IV - 3 】会社法関連	P.36
【 IV - 4 】為替管理制度	P.38
【 IV - 5 】貿易制度	P.40
【 IV - 6 】資金調達・資金運用	P.41
【 IV - 7 】不動産関連規制	P.42

V. その他

【 V - 1 】みずほ銀行プノンペン出張所のご案内	P.44
【 V - 2 】カンボジア地場銀行との業務提携	P.45
【 V - 3 】カンボジア開発評議会との業務提携	P.46

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【I-1】アジア主要国経済指標

国名	カンボジア	日本	中国	シンガポール	台湾	香港
人口(百万人)	16.3	126.5	1,395.4	5.6	23.6	7.5
名目GDP(億USD)	244	49,718	133,681	3,641	5,899	3,627
実質GDP成長率(前年比)	7.5	0.8	6.6	3.1	2.6	3.0
1人あたりGDP(USD)	1,504	39,304	9,580	64,579	25,008	48,451
2019年GDP成長率見込	7.0	0.9	6.1	0.5	2.0	0.3
信用格付(S&P) as of Oct 2019	n. a.	A+	A+	AAA	AA-	AA+
国名	タイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	ベトナム	インド
人口(百万人)	67.8	264.2	32.4	106.6	94.6	1,334.2
名目GDP(億USD)	5,049	10,225	3,586	3,309	2,413	27,187
実質GDP成長率(前年比)	4.1	5.2	4.7	6.2	7.1	6.8
1人あたりGDP(USD)	7,448	3,871	11,072	3,104	2,551	2,038
2019年GDP成長率見込	2.9	5.0	4.5	5.7	6.5	6.1
信用格付(S&P) as of Oct 2019	BBB+	BBB	A-	BBB+	BB	BBB-

(注)1. 数値は2018年ベース、斜体箇所はIMF推定値

2. S&P格付定義 A :当該金融債務を履行する債務者の能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、事業環境や経済状況の悪化の影響をやや受けやすい
 BBB:当該金融債務履行のための財務内容は適切であるが、事業環境や経済状況の悪化によって当該債務を履行する能力が低下する可能性がより高い
 BB :他の「投機的」格付けに比べて当該債務が不履行になる蓋然性は低い、債務者は高い不確実性や、事業環境、金融情勢、または経済状況の悪化に対する脆弱性を有しており、状況によっては当該金融債務を履行する能力が不十分となる可能性がある

【 I - 2】基礎データ・概況



カンボジア基礎データ

【人口】	1,625万人(2018年IMF)
【面積】	18.1万km ² (日本の約2分の1弱)
【首都】	プノンペン(人口: 183.5万人、2017年)
【言語】	クメール語(公用語)96.3%、その他3.7%(2008年推計)
【民族】	クメール人97.6%、チャム族1.2%、中国人0.1%、ベトナム人0.1%、その他0.9%(2013年推計)
【宗教】	宗教: 上座部仏教(国教) 96.9%、イスラム教 1.9%、キリスト教0.4%、その他0.8%(2008年推計)
【通貨】	法定通貨はリエルだが、米ドルが広く流通
【政治体制】	立憲君主制
【元首】	ノロドム・シハモニ国王(2004年10月即位)
【主要産業】	農業、製造業
【名目GDP】	244億ドル 1人あたりGDP: 1,504ドル(2018年IMF)
【GDP成長率】	7.5%(2018年IMF)

カンボジア概況

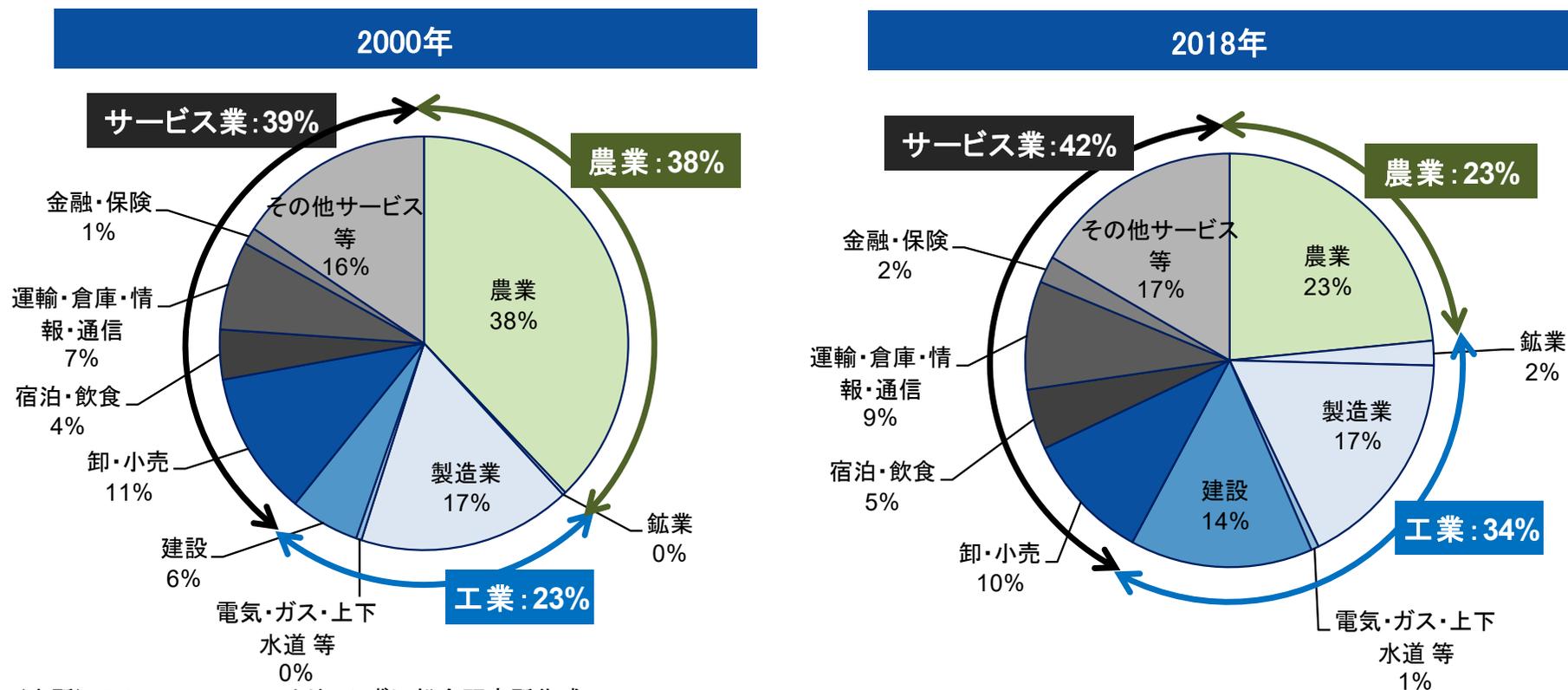
- カンボジア王国は、インドシナ半島の中央に位置し、タイ、ベトナム、ラオスと国境を接する。南部は海に面し、南北にメコン川が流れる
- 近隣諸国をはじめ諸外国との平和共存を基本方針とし、1998年に国連代表権を回復、1999年にASEANに正式加盟した
- ドル化経済形成、豊富な若年層と比較的に安価な労働力、地理的優位性(南部経済回廊上に位置し近隣諸国との水平分業も活発)、緩やかな法制等参入規制が低く、外資優遇制度が充実している
- 農業や縫製業を中心とした輸出、インフラ整備や都市開発、外国人観光客の増加、不動産関連投資、金融サービスの増加等により、堅調な経済成長が見込まれている

(出所)IMF、米国中央情報局、外務省、freemap.jp等より みずほ総合研究所作成

【 I - 3】経済構造(産業・貿易)①～産業構造

- ◆ 農業が経済に占める割合は低下しているものの高水準。
- ◆ 製造業は外国直接投資による縫製・製靴産業を中心に成長
- ◆ インフラ需要や都市開発に伴い、建設業が大きく成長。同分野は今後も拡大が見込まれている

産業別GDP構成比(2000年と直近の比較)

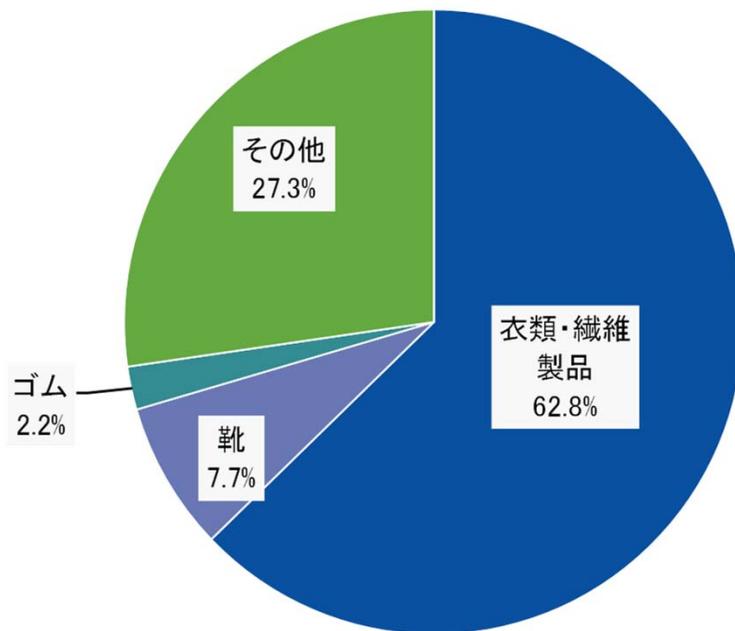


(出所) ADB Key Indicatorsより みずほ総合研究所作成

【 I - 3】経済構造(産業・貿易)②～輸出構造

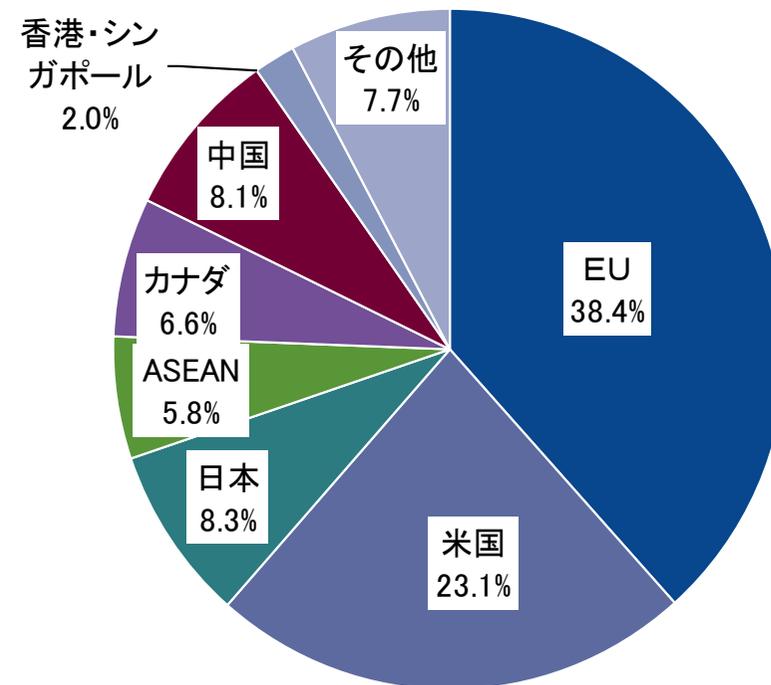
- ◆ 先進国から付与された特別特惠関税を活用した、外資企業による衣類・繊維製品や靴の輸出が中心。今後は、産業多様化・高度化が課題
- ◆ 輸出先は、EU・米国といった先進国がシェアの過半を占める。一般に経済関係が深いとされる中国だが、その経済規模に比して、輸出先としての重要性は決して高くない

財別輸出内訳(2017年)



(出所)カンボジア中央銀行より みずほ総合研究所作成

国別輸出内訳(2018年)

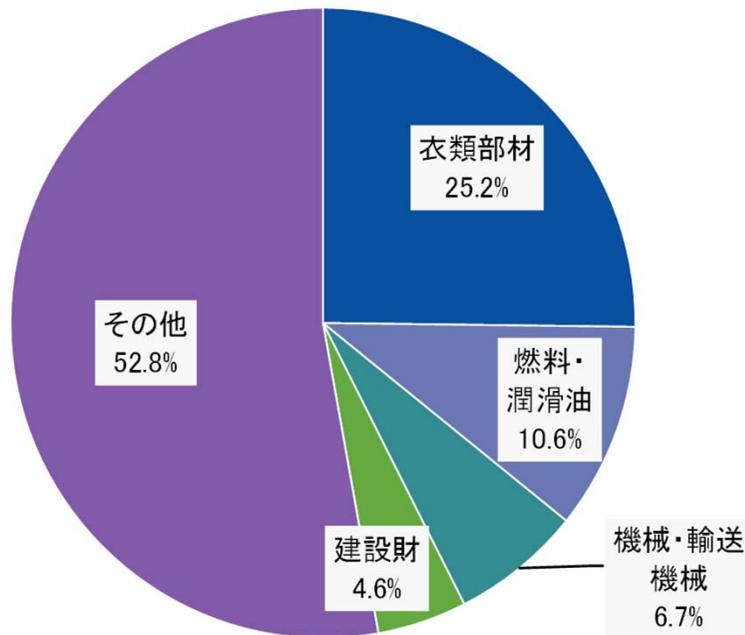


(出所)IMFより みずほ総合研究所作成

【 I - 3】経済構造(産業・貿易)③～輸入構造

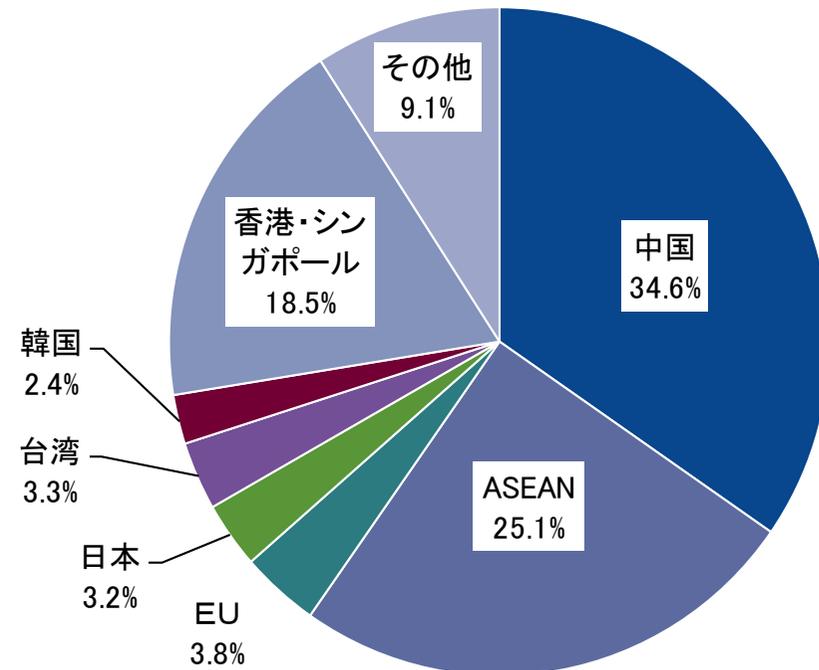
- ◆ 輸入は、主力輸出品目である衣類の部材がもっとも多い。続いて燃料・潤滑油、機械・輸送機械となっている
- ◆ 輸出先が先進国中心だったのに対し、輸入元はアジア諸国が中心。中国が最大で、ASEANが続く
- ◆ 隣国のタイからの2018年の輸入額は、前年比30.6%増加しており、経済の結びつきは強い。品目としては機械、電気製品、石油、建築資材、食品、化粧品、日用品などを輸入している

財別輸入内訳(2017年)



(出所)カンボジア中央銀行より みずほ総合研究所作成

国別輸入内訳(2018年)



(出所)IMFより みずほ総合研究所作成

【 I - 4】社会・経済の特徴

- ◆ 長期に渡る内戦の結果、平均年齢は24.5歳と人口若年層の比率が非常に高い
- ◆ 国内産業が育っていないため経済活動を外資企業に依存。外資企業の投資への規制がほとんど存在しない
- ◆ 内戦後、自国通貨リエルよりも国連が持ち込んだ米ドルへの信頼が優先され、極度に米ドル化した経済
- ◆ 2018年総選挙では与党・人民党が全議席を独占、反政府運動は特に盛り上がりせず

社会・経済等の特徴

社会

- ✓ ポル・ポト政権下での虐殺や長年の内戦による戦禍により、人口の約3割が殺害されたため、構造が歪な形様。平均年齢は24.5歳で若年層の比率が高く、14歳以下が人口の3割以上を占めている
- ✓ 15歳以上の識字率は81% (2015年) と隣国タイの93% (2015年) ・ベトナムの94% (2009年) と比較しても低水準

経済

- ✓ 市場に流通する現金の90%以上を米ドルが占めており、高度に米ドル化した経済を形成。自国通貨(リエル)の使用は農村部での決済、公務員給与、納税、公共サービスに限られているが政府はリエル取引拡大を展望
- ✓ 外資による投資規制がほとんどなく、製造業に加え、サービス業など多様な外資企業が進出している

政治

- ✓ 1985年より約30年間、現フン・セン首相率いるカンボジア人民党が政権を維持しており、長期独裁体制
- ✓ 2013年7月の国民議会選挙では野党救国党が躍進。再選挙等を求めて国会をボイコットし、断続的にデモを行うなど政治的混乱を招いた
- ✓ 2018年7月の総選挙では、与党・人民党が全125議席を独占する圧勝。2017年11月に野党救国党が解党されたことが圧勝の要因。EUと米国は民主主義の後退として批判している

外交

- ✓ 近年は、首相訪中、投資(累積第一位)、援助(大規模インフラ等の借款が中心)などで中国が急速にプレゼンスを増大
- ✓ 日本は1992年以降、戦後復興・人材育成・制度整備や、インフラ、農業、教育、保健、ガバナンス分野を中心にODAや技術面などの支援を実施

【 I - 5】経済情勢～中長期の成長推移

- ◆ カンボジアは、1991年カンボジア和平協定までの約20年間内戦状態であり、社会的混乱が続いていた
- ◆ 1998年に国連代表権を回復、1999年にASEANに正式加盟し、国際社会へ復帰
- ◆ 2004年から2007年には二桁増の実質GDP成長率を記録し、飛躍的な成長を遂げた
- ◆ 2009年は世界金融危機の影響を受け、実質GDP成長率は+0.1%と急低下するも、2010年以降急回復
- ◆ 2011年～2018年は7%前後の成長を続けており、IMFは今後も6～7%の成長が続くと予想している



【 I - 6】政治情勢

- ◆ 2018年7月29日、カンボジアで5年に1度の下院選挙(総選挙)が実施され、フン・セン首相率いる与党・人民党が圧勝
 - 有力野党不在のまま行われたが大きな波乱もなく、与党人民党が125の全議席を獲得
 - 30年以上続くフン・セン政権が継続される結果となり、独裁色の強まりが懸念されている
- ◆ 選挙前の野党弾圧などの動きについて民主主義を覆す動きと国際社会からの指摘もあり、今後欧米の制裁の動向や、中国への更なる傾斜が進む可能性があり、今後の動向に要注視

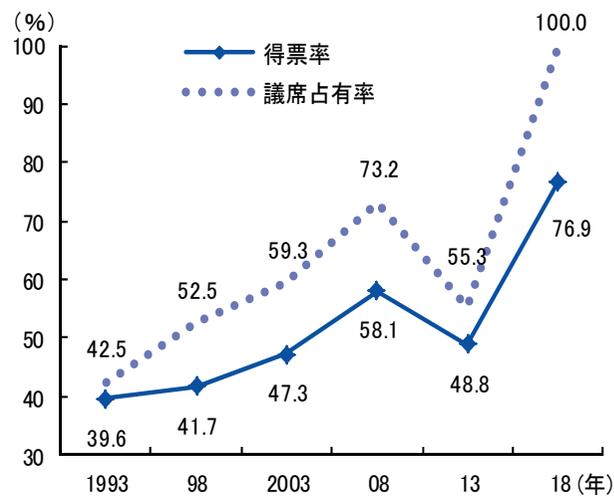
カンボジアの議会・選挙制度

	上院	下院 (国民議会)
創設	1999年3月	1993年3月
任期	6年間	5年間
定数	62議席	125議席

- ✓ カンボジアの政治体制は1970年から続いた内戦終了後、1993年に施行された憲法により国王を元首とする立憲君主制となった
- ✓ 国会は直接選挙による下院と、下院および地方議員の間接選挙による上院の二院制(しかし上院は下院の決定を追認する役割にとどまるため、実質的には一院制)
- ✓ 選挙は州ごとの比例代表制で、定数は1~18。定数1は事実上の小選挙区で、前回2013年の総選挙では9つある1人区で与党・人民党が全勝したため、得票率では過半数を得られなかったものの過半数の議席を獲得した

(出所)各種報道より みずほ銀行国際戦略情報部作成

総選挙における 人民党の得票率・議席占有率



(出所)各種報道より みずほ総合研究所作成

救国党解党と人民党圧勝の経緯

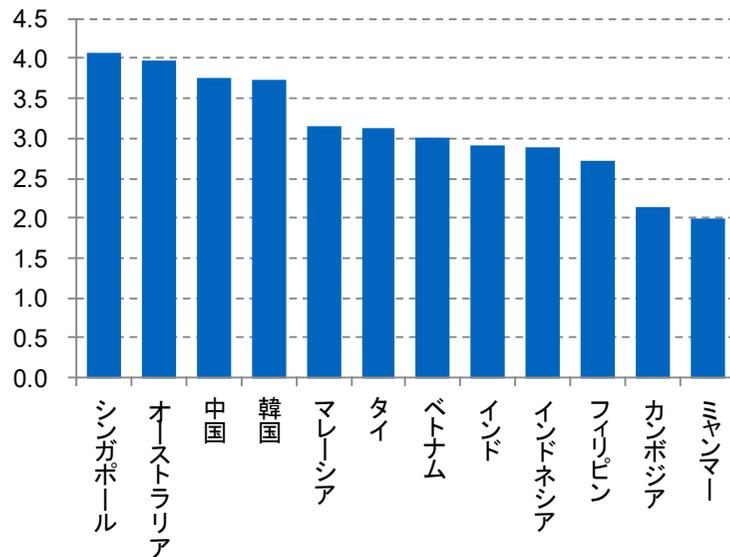
2015年	11月	2008年の名誉毀損を理由に、外遊中の救国党サム・ランシー党首に逮捕状発行。同党主は亡命に追い込まれる
2017年	3月	幹部が有罪判決を受けた政党を解党させることを可能とした改正政党法施行。サム・ランシー氏は救国党党首を辞任
	6月	地方選挙で野党・救国党が躍進
	7月	再度政党法改正、有罪判決を受けた人物の政治活動を禁止
	9月	国家反逆罪でケム・ソカ救国党党首を逮捕。フェイスブックに投稿したビデオで「1993年以来、国家を変革させるために米国からの助言を受け、段階的に計画を実行してきた」と発言したことが問題視された
2018年	9月	反政府的論調のカンボジア・デイリーを脱税容疑で廃刊に追い込む
	11月	最高裁判所、救国党に解党命令
	2月	25日に上院選挙で人民党が全議席獲得
	7月	29日に総選挙で人民党が全議席獲得

(出所)各種報道より みずほ総合研究所作成

【 I - 7】経済発展上の課題

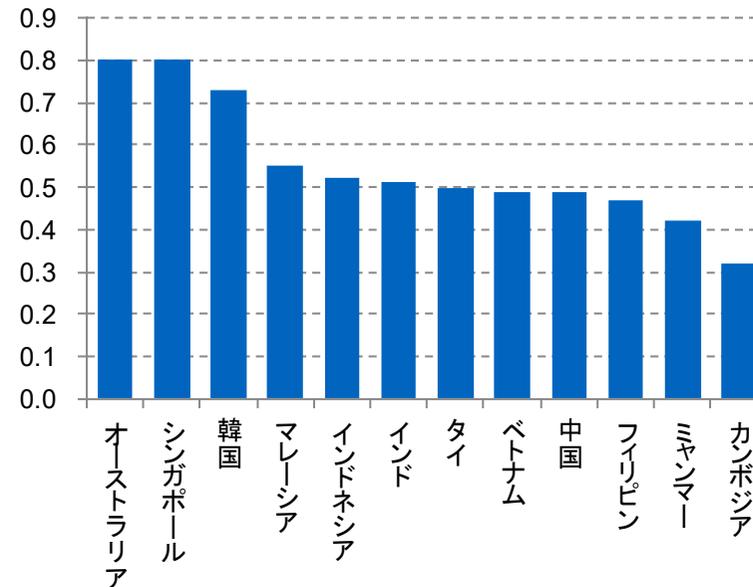
- ◆ インフラ整備は、他の後発新興国対比でも遅れている
 - 電力は、国内電力需要の約2割を隣国からの供給に依存。近年、増加する電力需要に対して、水力・石炭火力発電所の建設を推進中。また供給が不安定な送電線についてはJICAなどの支援により数年内に改善する見込み
- ◆ 法制度の未整備、汚職といった問題も目立っており、カンボジアの課題となっている

物的パフォーマンス指数におけるインフラ指数(2018年)



(注) 数字が大きいほどインフラが整っていることを示す
 (出所) 世界銀行より みずほ総合研究所作成

法治指数(2019年)

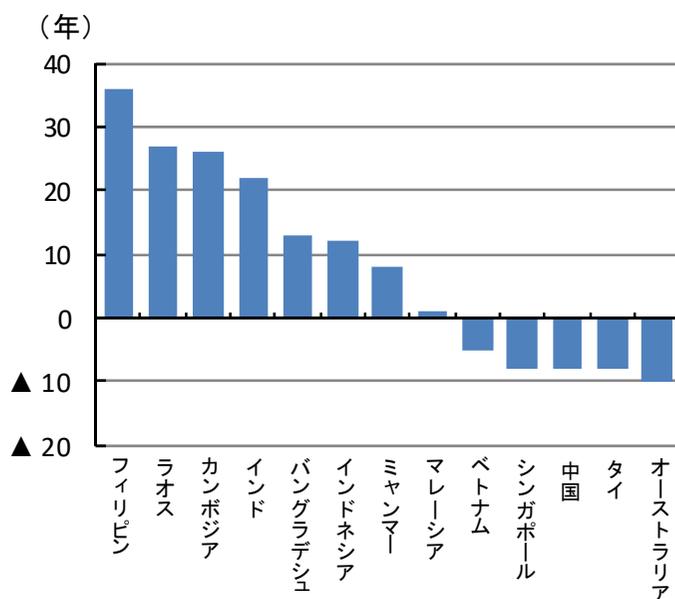


(注) 数字が大きいほど法治が徹底していることを示す
 (出所) World Justice Project, "Rule of Law Index 2019"より
 みずほ総合研究所作成

【 I - 8】経済発展上の強み

- ◆ 人口ボーナスの残存年数が長く、人口動態を追い風とする所得向上・経済成長が長期にわたり期待できる
- ◆ 賃金水準については、改善がみられるが、依然として低水準(2019年の縫製業の最低賃金は182米ドル)
- ◆ 直接投資に対する規制がほとんどなく、外資系企業が活動しやすい。投資環境の改善も着実に進む

人口ボーナス残存年数(2018年時点)



(注) 全人口に占める生産年齢人口の割合の上昇期間
(出所) 国連人口部より みずほ総合研究所作成

最近の投資環境改善の動き

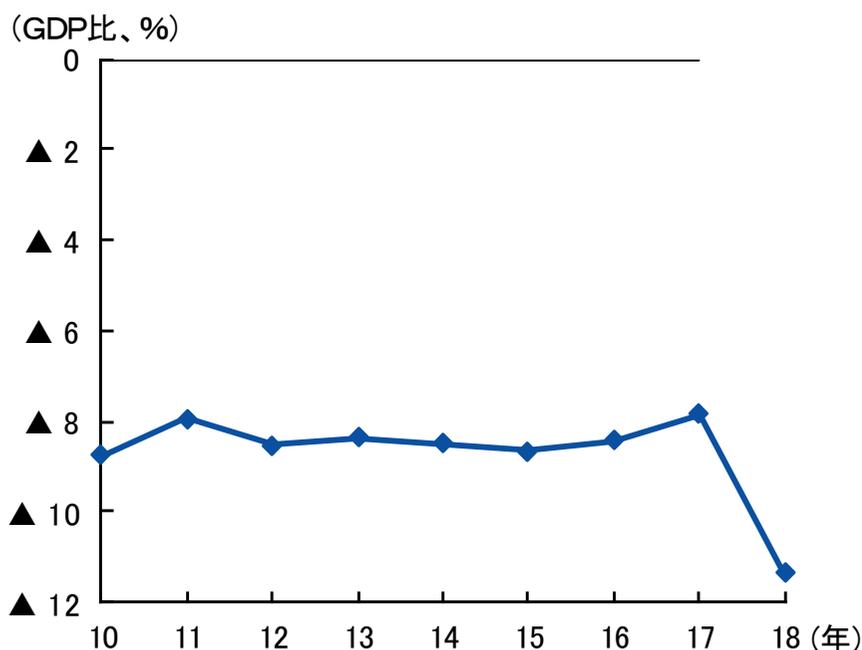
日時	出来事
2019年2月	カムコントロール(税関とは別の輸出手続き)を廃止
2019年4月	カンボジアの北西部バンテイメンチェイ州とタイの東部サケオ県を結ぶ「カンボジア・タイ友好橋」が完成(通関施設は未完成)
2019年5月	カンボジア(ポイペト)とタイ(アランヤプラテート)を結ぶ鉄道が開通
2019年内(予定)	前払い法人税(売上高の1%を事前納付)を廃止
2020年(予定)	国民祝日を年間28日から22日に縮小し労働日数を増加

(出所) 各種報道より みずほ総合研究所作成

【 I - 9】リスク～高水準の経常収支赤字、欧米の経済制裁

- ◆ 経常収支は2013年以降、緩やかな改善がみられるものの、2018年に赤字幅が再拡大している
- ◆ 上下両院で人民党が議席を独占したことを受け、民主主義が後退したとして米国がカンボジア批判を強める。EUも、一般特惠関税(GSP)措置持続は基本的人権の尊重が前提と発表
- ◆ 特にEUは主要輸出先市場であり、今後本格的な経済制裁が実施されれば、輸出にブレーキがかかるおそれがある。カンボジア政府は、解党を命じた旧最大野党議員の一部の活動を認め、EUの圧力回避に動いている

経常収支



(出所)IMFより みずほ総合研究所作成

EU・米国の制裁関連の動き

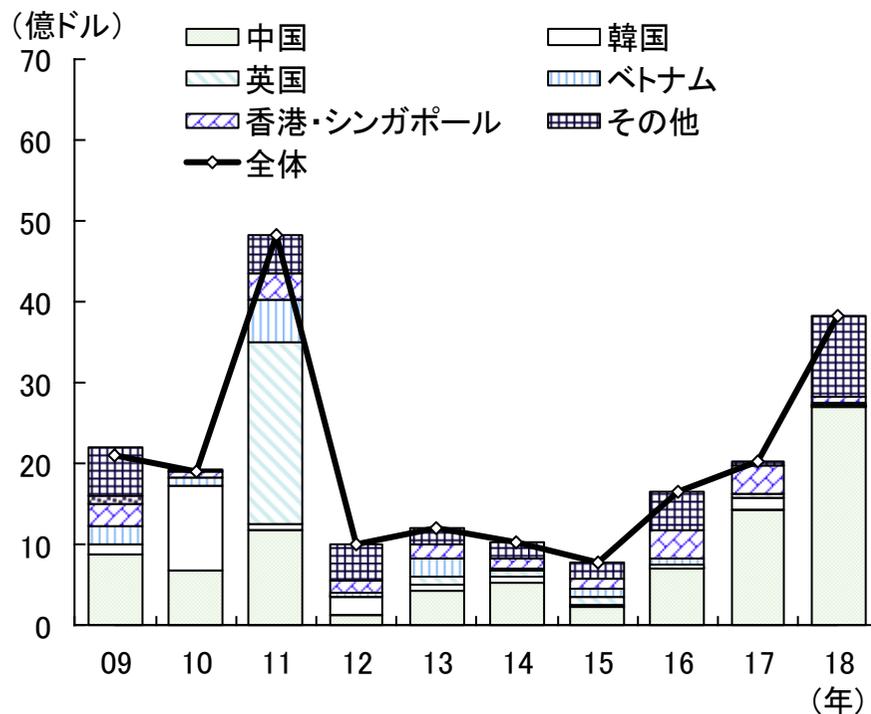
2017年11月	・カンボジア最高裁、カンボジア救国党に解党命令
2017年11月	・米国はカンボジア国家選挙委員会や2018年総選挙の運営への支援を打ち切る方針を表明
2017年12月	・米国は救国党などへの圧力強化に関与した人物へのビザ発給制限
2018年2月	・米国財務省、USAID、米軍支援プログラムによる、税務総局、地方政府の能力向上、カンボジア軍に対する支援停止・縮小
2018年7月	・カンボジア下院選挙で与党が圧勝
2018年7月	・米国は7月の総選挙は自由でも公正でもないとして批判
2018年7月	・EUは人権問題上の理由から、カンボジアに対する特惠関税措置停止の予備的手続きに着手
2018年12月	・フン・セン政権は旧カンボジア救国党の一部議員の活動再開を解禁
2019年2月	・EUはカンボジアに対する特惠関税措置停止の手続きに着手
2019年8月	・EUはカンボジアに対する特惠関税措置停止の手続きを終了

(出所)各種報道等より みずほ総合研究所作成

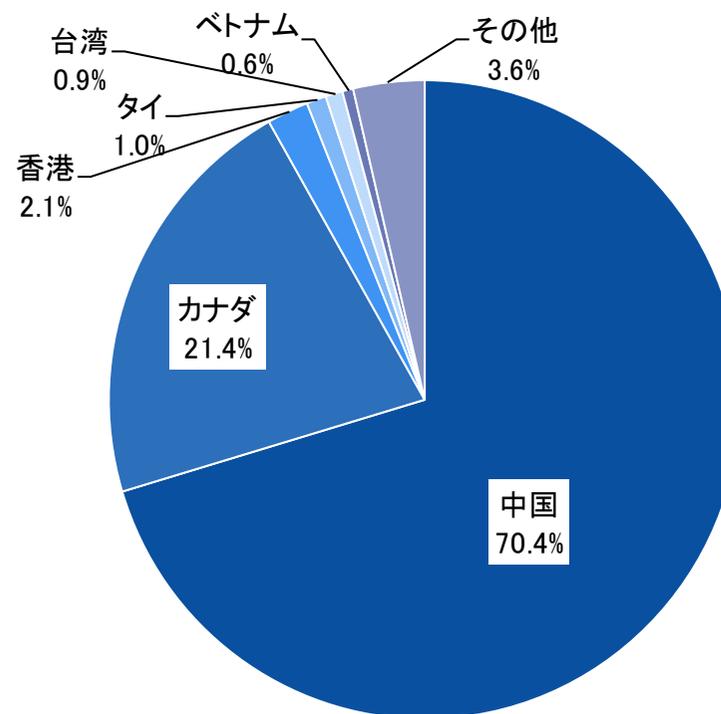
【I-10】直接投資動向①～世界からの投資

- ◆ 直接投資認可額は、2012～2015年に低迷したものの、2016～2018年は回復傾向
- ◆ 2016～2018年の直接投資認可額をみると、国別には中国が圧倒的に多く、経済関係の深さがうかがえる

直接投資認可額(国別推移)



直接投資認可額の国別内訳(2018年)

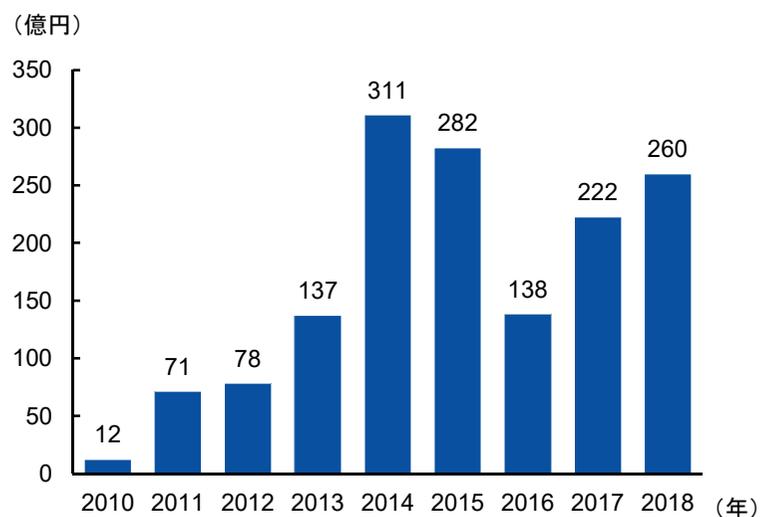


(注)2018年のカナダの投資は、主にカナダ国立銀行によるカンボジアのABA銀行買収によるものと考えられる
(出所)カンボジア中央銀行より みずほ総合研究所作成

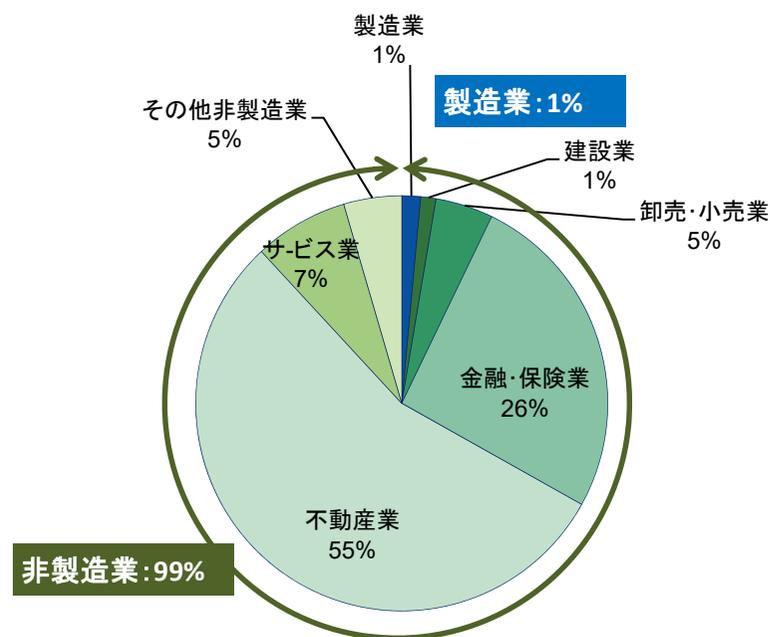
【I-10】直接投資動向②～日本からの投資

- ◆ 日本からカンボジアへの直接投資を国際収支ベース(実行額)で見ると、2017年以降回復している
- ◆ 2018年の直接投資は、業種としては不動産業を中心とする非製造業で占められる

直接投資フローの推移



直接投資フローの業種別内訳(2018年)



(注)国際収支関連統計の基準変更により 2013年以前と2014年以降のデータに連続性はない

(出所)日本銀行「国際収支統計」より みずほ総合研究所作成

(出所)日本銀行「国際収支統計」より みずほ総合研究所作成

【I-10】直接投資動向③～日系企業進出動向

- ◆ 立地の良さや人件費の低さから、「タイプラスワン」「ベトナムプラスワン」の候補先として注目を集める
- ◆ 2017年までは味の素(調味料)やミネベア(小型モーター)、王子製紙(段ボール製造)、矢崎総業(ワイヤーハーネス)等の製造業の進出が目立っていたが、2018年は不動産業をはじめとした第3次産業の進出が多くみられる
- ◆ 商工部会における直近足元登録企業数は261社であり、2018年5月時点では250社であったことから11社の新規会員増加

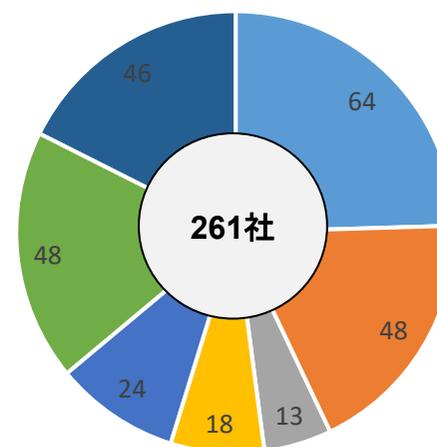
日系進出企業数の推移



(注) 商業省への会社登録件数(QIP、有限会社、REP等)

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

業種(商工会部会)別 日系企業数(2018年12月時点)



■ 製造業部会 ■ 建設・不動産部会 ■ 貿易部会 ■ 運輸部会
 ■ 金融・保険部会 ■ 商業部会 ■ サービス部会

(出所)カンボジア日本人商工会HPより みずほ銀行国際戦略情報部作成

【I-11】投資先としてのポテンシャル総括

- ◆ 投資の魅力は、豊富かつ低廉な労働力を活用できる点、開放経済、高度なドル化経済である点が挙げられる
- ◆ また、高水準の経済成長が続くなかで、購買意欲の高い若年層が人口の約6割を占め、消費市場としても有望
- ◆ 課題は未発達のインフラ、汚職の問題、産業集積が進んでいない点などが挙げられる
- ◆ また、2018年総選挙で人民党が全議席を独占した事による欧米の制裁の動向などに注意が必要

投資における魅力

若年層の労働力	平均年齢が24.5歳と若い人口構成
労働コスト	安価な労働力による労働集約型産業に適している
観光資源	世界遺産を有しており、観光業も主要産業の一つ
地理的優位性	東南アジアの中心に位置しており、南部経済回廊上にある利便性
外資規制	周辺国と比較すると外資規制はほぼなく外資が進出しやすい環境
通貨規制	通貨規制がほとんどなく、米ドル中心経済であるため外資が参入しやすい環境
特惠関税	特惠関税制度を利用し、低い関税で輸出取引が可能

投資における留意点(課題)

脆弱なインフラ	国内電力需要の約3割を隣国からの供給に依存
汚職・犯罪	汚職ランキングは低い。汚職や犯罪における課題あり
識字率	15歳以上の識字率は81%と隣国タイ・ベトナムと比較しても極めて低水準
現地調達	産業集積はほとんど進んでおらず、原材料調達は輸入に依存
政治動向	2018年総選挙で人民党が全議席独占。特惠関税廃止など欧米の動向を要注視

(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部、みずほ総合研究所作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【Ⅱ－１】労働関連情報①～ビザ、雇用関連規制

- ◆ 1997年労働法より、外国人は長期商用ビザと労働担当省により発行された労働許可書(Work permit)、雇用カード(Employment card)を保有しない限り、就業出来ない
- ◆ さらに労働法上、カンボジア人労働者数に対する外国人労働者数の割合が規定されており、労働許可取得条件として、外国人労働者の上限がカンボジア人労働者の“10%”と定められている

ビザ等の取得・留意点

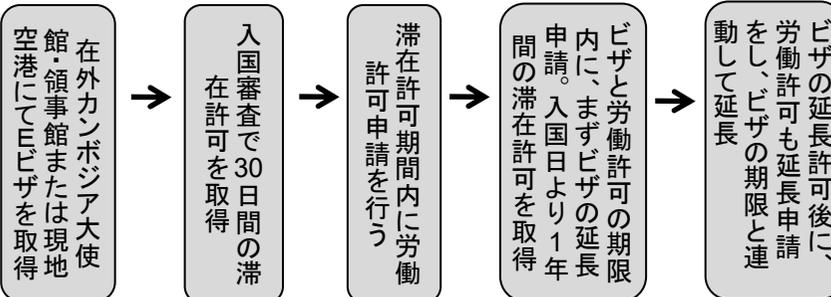
現地における雇用規制

就労ビザ & 労働許可証 (Work Permit)

- ✓ 外国人がカンボジアにて就労するためには、長期商用ビザ(Eビザ)と労働許可証、雇用カード(Employment card)を取得する必要がある
- ①Eビザ
 - ・移民法(Immigrant Act)に基づき、入国目的に適合した滞在査証(ビザ)取得が必要
 - ・申請日より3ヵ月以内にカンボジアに入国しなければ無効
- ②労働許可証
 - ・労働法に基づき、外国人は労働職業訓練省より労働許可証書と雇用カードの発行を受ける
 - ・労働許可は1年間有効で、当人の居住許可に定められた期間を超えない期間、延長が可能

- ✓ 就業する外国人は次の要件を充たす必要がある
 - 1) 雇用者はカンボジアにおける就業のための合法的な労働許可を事前に得なければならない
 - 2) 就業しようとする外国人は合法的にカンボジアに入国していなければならない
 - 3) 就業しようとする外国人は有効なパスポートを保持していなければならない
 - 4) 就業しようとする外国人は有効な居住許可を有していなければならない
 - 5) 就業しようとする外国人は自らの職業を為し得るだけ健康で、伝染病を有していないこと
- ✓ 一定期間滞在し給与を得る外国人の労働証明書(Work ID card)と労働記録(Work Book)の年間費用は1件130ドル
- ✓ 既に労働証明書と労働記録を所有している外国人は、毎年3月末以前にビザの延長ないしは認証を受けなければならない
- ✓ カンボジアに定住する目的で入国する18歳以上の外国人に対する労働証明書と労働記録の年間費用は1件50ドル

取得フロー



(出所)JETRO、カンボジア開発評議会資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ－１】労働関連情報②～労働コスト

- ◆ 従来、法定最低賃金は縫製業にのみ設定されていたが、2018年7月に全産業に広げる新法を制定
- ◆ 縫製業に適用する法定最低賃金は2019年1月、前年比7.1%増加の182米ドル/月に改定。その他の産業の最低賃金も今後設定されていく見込み

(単位: USD)

国名	日本	中国		香港	韓国	台湾	タイ	シンガポール	マレーシア	
都市名	横浜	上海	深セン	香港	ソウル	台北	バンコク	シンガポール	クアラルンプール	
製造業	作業員賃金(一般職)	2,834	662	490	2,212	2,208	1,097	413	1,946	413
	エンジニア賃金	3,595	1,003	831	2,707	2,702	1,428	728	3,064	840
	マネージャー賃金	4,583	1,742	1,801	4,162	3,562	2,254	1,559	4,490	1,576
非製造業	スタッフ賃金(一般職)	2,733	1,129	989	2,389	2,501	1,419	789	2,548	890
	マネージャー賃金	4,483	2,328	1,814	4,219	3,833	2,377	1,755	4,468	1,983
	店舗スタッフ賃金(アパレル)	1,998	912	826	1,611	2,659	932	368	1,148	572
店舗スタッフ賃金(飲食)	861	581	523	1,793	1,829	683	368	1,032	450	
法定最低賃金	9.13/時	353/月	321/月(2.96/時)	4.40/時	1,558/月	752/月(5/時)	9.64~10.32/日	—	268/月 (12.35/日+1.29/時)	
賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	4.45ヵ月分	2.00ヵ月分	1.63ヵ月分	1.76ヵ月分	2.93ヵ月分	3.19ヵ月分	2.84ヵ月分	2.19ヵ月分	2.01ヵ月分	
社会保障負担率 (雇用者負担)	15.005%~15.205%	37.7~40.6%	19.74~33.49%	①5% 月収30,000HKD未満 ②1,500香港ドル 月収30,000HKD以上	9.5%~32%	12.39%	5%	17%	13.45~14.95%	
名目賃金上昇率	2.1% (2018年)	9.7% (2017年)	11.6% (2017年)	3.5% (2018年)	4.52% (2018年第3四半期、前年同期比)	4.08% (2018年1~10月)	△0.05% (2017年)	3.8% (2017年)	4.88% (2018年)	

国名	フィリピン	インド	インドネシア	ベトナム	カンボジア	ラオス	ミャンマー			
都市名	マニラ	ニューデリー	ムンバイ	ジャカルタ	ハノイ	ホーチミン	プノンペン			
製造業	作業員賃金(一般職)	234	265	306	308	217	242	201	180	162
	エンジニア賃金	373	610	704	457	436	464	648	383	349
	マネージャー賃金	971	1,531	1,355	1,031	957	943	1,117	875	1,016
非製造業	スタッフ賃金(一般職)	497	668	759	442	543	568	501	446	415
	マネージャー賃金	1,223	1,742	1,862	1,130	1,281	1,209	1,273	1,123	1,028
	店舗スタッフ賃金(アパレル)	298~320	401~498	—	232~336	—	225~293	150~250	152	98
店舗スタッフ賃金(飲食)	298~320	343~449	173~201	213~286	—	167~176	200~300	117	65~98	
法定最低賃金	9.62~10.33/日	201/月(非熟練工) 222/月(準熟練工) 244/月(熟練工)	121/月(非熟練工) 128/月(準熟練工) 135/月(熟練工)	279/月	183/月	183/月	182/月 (縫製業)	129/月	3.13/日	
賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	1.64ヵ月分	1.08ヵ月分	1.32ヵ月分	1.97ヵ月分	1.56ヵ月分	1.51ヵ月分	1.04ヵ月分	1.20ヵ月分	1.16ヵ月分	
社会保障負担率 (雇用者負担)	8.745%+100PHP	13%	13%	10.24~11.74%	21.5%(公的保険料) 3.5%(外国人労働者)	21.5%(公的保険料) 3.5%(外国人労働者)	3%	6% 月額報酬450万LAK以下) 27万LAK (月額報酬450万LAK超)	7%(60歳以下) 7.5%(60歳超)	
名目賃金上昇率	4.88~5.26% (2018年)	9.0% (2017年)	11.5% (2017年)	8.0% (2019年)	—	—	—	—	—	

(出所)JETRO資料(調査期間:2018年12月~2019年1月)より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ-2】主要経済特区① ～ 主要経済特区～

- ◆ 2005年「経済特別区の設置および管理に関する政令148号」に基づき、2018年3月時点では47カ所の経済特区が認可を受けている
- ◆ そのうち主要な経済特区は下記の通り



【Ⅱ-2】主要経済特区② ～ プノンペンSEZ～

- ◆ プノンペン唯一のSEZであり、プノンペン中心地から車で約1時間、空港から約30分の好立地
- ◆ 日系企業が開発業者として参画しているため、日本人が常駐している

PHNOM PENH SEZ <ローカル(日系が一部出資)>

開発面積	第一期:141ha 第二期:162ha 第三期:57ha 第一期は完売済み
借地価格	80USD /m ² (10WHT込、10%VAT別)、50年間 (場所次第)
入居企業	95社(日系企業50社)(2019年3月時点) ミネベア、住友電装、味の素、デンソーなど日系企業多数進出
電力事情	国営電力公社(EDC)より供給。自家発電設備あり 電気代:0.1868USD/kWh



<SEZ事務所>



<SEZ敷地内>

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成。写真は現地調査時にみずほ銀行国際戦略情報部が撮影

【Ⅱ-2】主要経済特区② ～タイ国境「ポイペト」～

- ◆ カンボジア西部に位置しバンコクから車で約4時間。パーツ圏であり、従業員の給与をパーツで支払う企業もあり
- ◆ 2016年からは豊田通商がサンコーSEZ内にテクノパークをオープン。また、プノンペンSEZの運営会社も新たにPOI PET PPSEZを開発するなど、タイ+1として近年注目されているエリア
- ◆ タイ・カンボジア間の新国境を整備中でトラック専用の新ゲート建設により物流改善が見込まれる

1. SANCO POI PET <ローカルと日系の合併>

開発面積	総開発面積は172haを予定、 現在第一期21haの販売中、第二期32haを予定
借地価格	55USD /㎡、30年間
入居企業	10社(うち日系8社)(2019年3月時点) 日本発条、日本電産、マブチカンボジア 等
電力事情	国営電力公社(EDC)より供給 電気代:0.146USD/kWh



2. POI PET PPSEZ <PHNOM PENH SEZが運営>

開発面積	総開発面積 68.4ha
借地価格	50USD/㎡、50年間
入居企業	1社(うち日系1社)(2019年3月時点) スミトロニクス
電力事情	国営電力公社(EDC)より供給 電気代:0.147USD/kWh



(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成。写真は現地調査時にみずほ銀行国際戦略情報部が撮影

【Ⅱ-2】主要経済特区② ～ベトナム国境「バベット」～

- ◆ カンボジア東部のベトナム国境沿いに位置。ホーチミンから車で約2時間
- ◆ 他エリア対比でインフラ環境は脆弱な一方、総じて借地価格は低め。ストライキが過去激しかったエリアであるが、近年は中国系入居企業を中心に個別企業単位でのみ発生し、SEZ全体へ波及することは無くなっている
- ◆ 駐在員の住環境は未だ整備途上(日本食レストランは2軒)。駐在員は、工場内に自社で居住建屋を建て生活

1. TAI SENG BAVET SEZ <ローカル>

開発面積	総開発面積 200 ha メインフェーズ:152ha、サブフェーズ:63ha
借地価格	25USD /m ² 、50年間
入居企業	22社(うち日系12社)(2019年3月時点) トワ、瀧定名古屋、東京パーツ工業など
電力事情	国営電力公社(EDC)より供給 電気代:0.147USD/kWh



2. MANHATTAN SEZ <台湾系>

開発面積	総開発面積 500ha
借地価格	40～50USD /m ² 、50年間
入居企業	29社(ほとんどが台湾企業、日系は1社)(2019年3月時点)
電力事情	国営電力公社(EDC)より供給 電気代:0.147USD/kWh



(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成。写真は現地調査時にみずほ銀行国際戦略情報部が撮影

【Ⅱ-2】主要経済特区② ～深海港のある「シアヌークビル」～

- ◆ カンボジア南部に位置。プノンペンから車で約4～5時間
- ◆ カンボジア唯一の深海港である「シアヌークビル港」があり、日本政府のODA事業として開発されたSEZが隣接。当港はJICAの支援でフリーポート化が検討されており、将来的に利便性が向上する可能性あり
- ◆ 中国系SEZには150社以上の中国企業が入居。中資系カジノホテルも建設ラッシュであり、近年このエリアの中国人の数が増加している

1. SIHANOUKVILLE PORT SEZ <日本のODA事業として開発>

開発面積	総開発面積 63ha (販売区画面積45ha)
借地価格	21～24USD /m ² 、10年間 55～65USD /m ² 、50年間 (場所次第、50年以下での販売も可能)
入居企業	日系3社(2019年3月時点) 王子製紙、タイキ、ユニオン楽器
電力事情	二つの火力発電所および国営電力公社(EDC)より供給。自家発電設備あり 電気代:0.147USD/kWh(2019年)、0.126USD/kWh(2019～2020年見込み)



2. SIHANOUKVILLE SEZ <中国系>

開発面積	総開発面積 1,113ha (うち500ha完成済)
借地価格	38USD/m ² :30年間
入居企業	153社(ほとんど中国企業、日系なし)(2019年3月時点)
電力事情	市内電力による供給。自家発電設備あり 電気代:0.15～0.165USD/kWh



【Ⅱ－3】税務関連情報

- ◆ カンボジアの課税期間は、原則1月～12月であり、外貨建取引も税務上は、すべてリエル建に換算する必要がある(会計記帳は英語で記載することも可能)
- ◆ 租税条約は2019年3月時点でシンガポール、中国、タイ、ブルネイ、ベトナム、インドネシアの6カ国と締結・発効済。日本、香港、マレーシア、韓国などその他の国とは条約未締結であり、二重課税リスクあり

主な税金の種類および税率

税金	税率	申告時期	備考
法人税	20%	月次・年次	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 課税所得がなくても最低税(売上の1%)が課税されるが、正確な会計記録を保持する規則に従っている等の条件を満たす特定の納税者については、最低税の申告・納税を免除 ✓ 駐在員事務所でも年次税務報告書の提出が必要
個人所得税	最高20%	月次	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 給与、賞与、手当のほかにFRINGE BENEFITも課税対象となる
付加価値税(VAT)	10%	月次	<ul style="list-style-type: none"> ✓ インボイス方式であり、要件を満たした適切なインボイスを発行、入手する必要がある
源泉徴収税	4～15%	月次	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 居住者への支払い(サービス料、ロイヤリティ、リース料など) ✓ 非居住者への支払い(利息、配当、ロイヤリティなど)
その他	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 関税、固定資産税、特定商品・サービスに関する税など

(出所) One Asia Lawyers資料、Ernst & Young (Cambodia) Ltd.資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【Ⅲ－1】進出形態

- ◆ カンボジアにおける進出方法は下記4形態であり、最も多い形態は私的有限責任会社
- ◆ 投資優遇措置(QIP: Qualified Investment Project)を申請する場合は、取得要件として、業種ごとに法定資本金額が規定されている

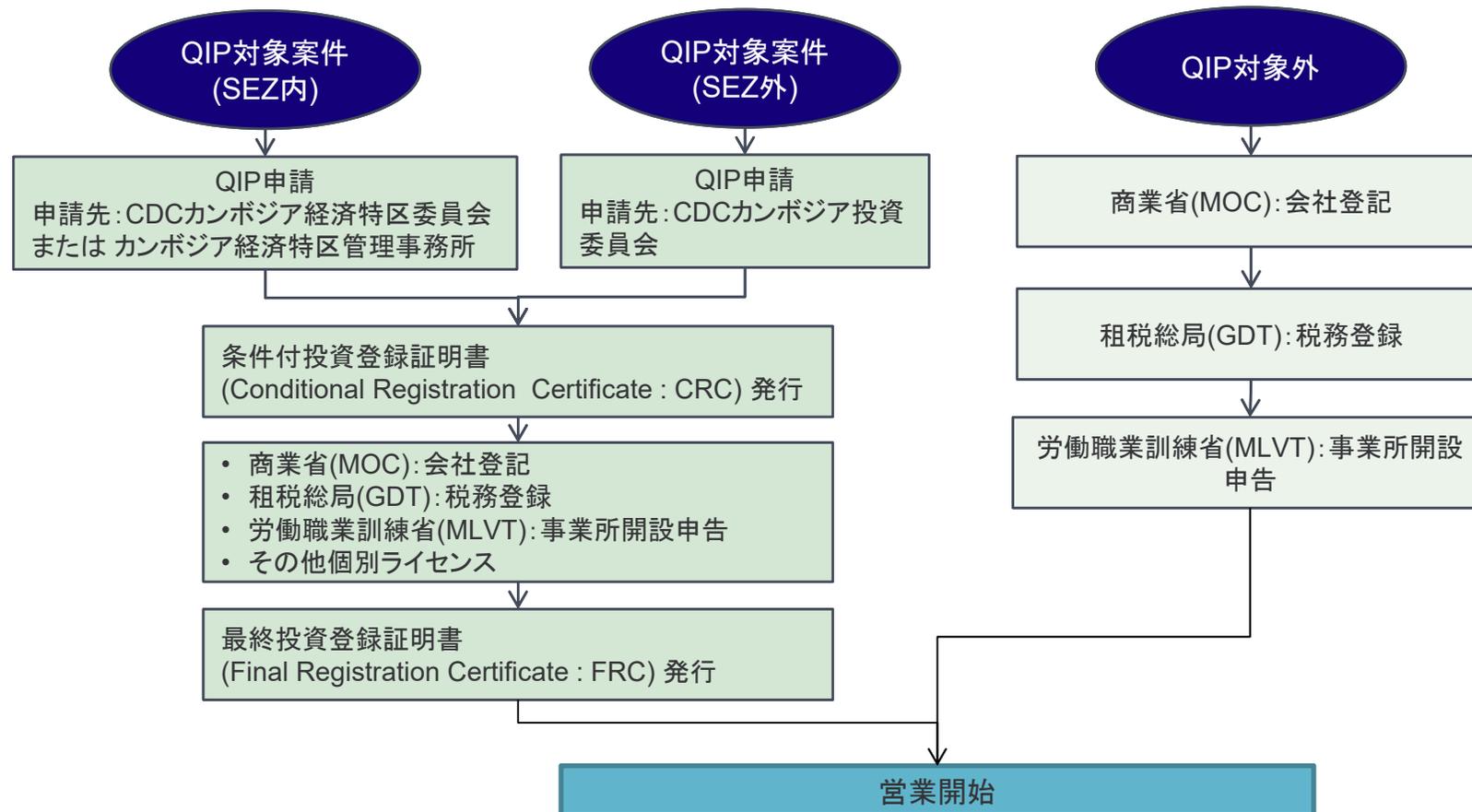
形態		最低資本金	特徴	備考
駐在員事務所		N.A.	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、親会社への業務関連の連絡可能 営利活動は不可 	<ul style="list-style-type: none"> QIPの適用なし
支店		N.A.	<ul style="list-style-type: none"> 営利活動可能 債権債務は本社に帰属 	<ul style="list-style-type: none"> QIPの適用なし
現地法人	私的有限責任会社	400万リエル (1,000米ドル相当)	<ul style="list-style-type: none"> 営利活動可能 親会社とは別法人格を有しリスク回避が可能 株主1名以上、取締役1名以上、監査役不要 	<ul style="list-style-type: none"> 商業省は、最低資本金として5,000米ドル相当を推奨
	公開有限責任会社	400万リエル (1,000米ドル相当)	<ul style="list-style-type: none"> 営利活動可能 親会社とは別法人格を有しリスク回避が可能 株主30名以上、取締役3名以上、監査役1名以上 	

【QIP取得要件／法定資本金額一例】

- ◆ 輸出産業に100%製品を供給する裾野産業: 10万米ドル以上
- ◆ 自動2輪車およびその部品・アクセサリーの製造: 30万米ドル以上
- ◆ 食品・飲料の生産: 50万米ドル以上
- ◆ 近代的なマーケットや貿易センターの建設: 200万米ドル以上+1万ヘクタール以上+十分な駐車場用地

【Ⅲ－２】拠点設立フロー

- ◆ 会社設立手続(BOI申請と設立スケジュール)については下記の通り
- ◆ 投資優遇措置の適用を求める場合は、カンボジア開発評議会(CDC: Council for the Development of Cambodia)に投資登録を申請し、投資ライセンスを取得する必要あり(投資金額が200万米ドル未満の場合はPMIS: Sub-Committee on Investment of the Provinces-Municipalitiesへ申請)



【Ⅲ－3】現地費用

労働許可・オフィス賃料・駐在員用住居・公共料金等の目安費用

項目	目安額	備考
労働許可 (Employment Cardおよび Employment Book)	年間130米ドル(労働許可は毎年更新) その他、証明書発行費用 年間20米ドル、雇用契約書登録 費 年間10米ドル、従業員割当 年間50米ドル等もあり	労働許可取得には、約3ヵ月から半年程度か かる
事務所賃料	15～38米ドル / 1㎡あたり、月額(VAT別)	出所:CBRE(不動産会社) 市内中心部
市内中心部店舗スペース/ ショールーム賃料	15～65米ドル / 1㎡あたり、月額(VAT別)	同上
駐在員用住宅借上料	・サービスアパートメント 月額 (1)550～1,550米ドル / 50～81㎡(1寝室) (2)800～2,800米ドル / 65～114㎡(2寝室) (3)1,300～6,500米ドル / 148～326㎡(3～4寝室)	出所:CBRE(不動産会社) トゥールコック地区、バンケンコン地区、ドンペン地区 ※VAT込み、電気水道代、清掃代等除く
電気料金	・業務用基本料: 0.16米ドル /1kWhあたり、月額 ・一般用基本料: 0.12～0.18米ドル /1kWhあたり、月額	出所:カンボジア電力公社(EDC) ※使用量により異なる
水道料金	・業務用基本料: 0.24～0.36米ドル /1m ³ あたり、月額 ・一般用基本料: 0.10～0.32米ドル /1m ³ あたり、月額	出所:プノンペン水道公社(PPWSA) ※使用量により異なる
ガス料金	・業務用基本料: 1.00米ドル /1kgあたり、月額 ・一般用基本料: 1.00米ドル /1kgあたり、月額	出所:商業省 ※15kgボンベ、LPガス

※調査実施時期:2018年12月～2019年1月

【Ⅲ－４】口座開設

一般的な口座開設手続

✓ 口座開設の必要書類

	書類名	説明
①	会社登記証明書	商業省 (Ministry of Commerce) 発行
②	会社情報	商業省法人登録ウェブサイトからダウンロードしたもの
③	会社定款	商業省 (Ministry of Commerce) による承認スタンプあり
④	税務登録証明書	税務署 (General Department of Taxation) 発行
⑤	VAT証明書	税務署 (General Department of Taxation) 発行
⑥	取締役会議事録	口座開設およびサイン権に関して決議したもの
⑦	パスポート	サイン権者および取締役のパスポート写真面のコピー。空きスペースにそれぞれのサインを記入
⑧	会社内規	
⑨	株主構成	

(注) 詳細は都度取引店へご確認をお願い致します

留意点・預金種類等

【居住者預金】

- ✓ カンボジア国内でも外貨建て口座の保有は自由
- ✓ 海外での預金口座開設についても特段の制限はない(マネーロンダリング規制は存在する)
- ✓ 居住者と非居住者で、普通預金・定期預金金利への課税税率が異なる(居住者4%・6%、非居住者14%)ため、居住者は居住証明等を提出する必要あり

【非居住者預金】

- ✓ 非居住者によるカンボジア国内での預金口座保有は自由
- ✓ マネーロンダリング規制以外に特段の規制は存在しない
- ✓ 銀行によって本人確認書類等が異なる(6ヵ月以上有効のビザの提示等を求められる場合がある)ので留意が必要

種類	通貨区分	備考
当座預金	USD/THB	決済用口座として利用可能。無利息
普通預金	USD/THB	市場金利ベース
定期預金	USD/THB	市場金利ベース

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【IV-1】外資規制

- ◆ カンボジアの外国直接投資の法制度上では、外国企業は土地所有を除き内国法人と差別なく扱われる
- ◆ 投資許可は不適格リストに規定されている禁止業種を除き、監督省庁に届出を行うことで自動的に認可
- ◆ 外資出資比率は100%まで可能であり、ASEAN他国に比べ規制上外資企業による参入障壁は低い



禁止業種

外資による投資が禁止

1. 向精神剤および非合法薬の製造・加工
2. 国際規約または世界保健機構によって禁止され、公衆の健康や環境に影響を及ぼす、毒性を有する化学品、農業用除虫剤・殺虫剤、その他の化学品を使用する薬物の製造・加工
3. 外国から輸入する廃棄物を使った電力の加工および生産
4. 森林法により禁止されている森林開拓事業
5. その他法律で禁止されている投資



規制業種

閣僚評議会(Council of Ministers)の認可を得なければならない投資

- a. 5,000万米ドルを超える投資
- b. 政治影響を有する事項を含む場合
- c. 鉱物資源・自然資源の探索と開発
- d. 環境に対する悪影響が懸念される場合
- e. 長期開発戦略を必要とする場合
- f. 「建設・所有・譲渡」契約等に基づくインフラプロジェクト

【IV-2】投資誘致①

- ◆ カンボジアでは、①適格投資プロジェクト(QIP: Qualified Investment Project)に対する優遇措置、②経済特別区に対する優遇措置、③その他特定の投資分野に対する優遇措置が存在
- ◆ ②経済特別区は現在カンボジアに47区(2018年3月時点)認められており、経済特別区に入居している企業はQIPと同様に免税優遇などの恩典を受けることができる
- ◆ また省令などにより一部の産業に対しては、③特定分野に対する優遇として追加恩典を受けることもできる

カンボジアの投資奨励策の概要



特定分野に対する投資優遇措置

対象産業	優遇措置
種、繁殖種、トラクター等の農業用機器、農業用原材料・機器	輸入関税の減免、VAT免除
農業や農産加工分野	法人税免税制度において3年間の優先期間
縫製業における輸入生産資機材	最終製品が輸出される場合、VAT免除
縫製品・繊維品・履物の輸出を支援する裾野産業における輸入生産機材	VAT免除
縫製品輸出のために提供される裾野産業やコントラクターの製品やサービス	VAT免除

【IV-2】投資誘致②

- ◆ ①適格投資プロジェクト(QIP: Qualified Investment Project) に付与される投資優遇措置として、最長9年間のタックス・ホリデーと輸入関税の免除がある。投資ライセンス(投資許可)は投資家または投資企業に対して発行されるものではなく、プロジェクトを対象に発行される。ライセンスを受領したプロジェクトは適格投資プロジェクト(QIP)と呼ばれ、投資優遇措置が自動的に付与される
- ◆ 小売、卸、輸出入など優遇付与が制限されている事業もあり、非適格プロジェクトとして定められている

投資優遇措置非適格プロジェクト

- 全ての商業活動、輸入、輸出、卸、小売、免税店
- 水路、道路、空路による運輸サービス(ただし鉄道分野への投資を除く)
- レストラン、カラオケ、バー、ナイトクラブ、マッサージ店、フィットネスセンター
- 観光サービス
- カジノ、賭博ビジネス
- 銀行、金融機関、保険会社等の通貨・金融サービス
- ラジオ、テレビ、新聞、雑誌等を含む報道・放送ビジネス
- 専門的サービス
- 合法的な国内供給源である自然林を原料とする木材製品の製造・加工
- 50ha以下のホテル、テーマパーク、スポーツ施設、動物園等の複合娯楽施設
- 三ツ星級以下のホテル
- 不動産開発、倉庫業

QIPによる免税措置

《法人税》

✓ QIP企業は下記制度の中から免税措置を選択可能

■ 法人税免税制度

「始動期間(Trigger period)」+3年間+「優先期間(Priority Period)」
=合計最長9年間のタックス・ホリデー

* 始動期間:最終登録証明書の発行から、最初に利益(課税所得)が発生した年度の前年度末、または最初に売上が発生した年度から数えて3年目の年度末のいずれか早い方までの期間

** 優先期間:最長3年間。プロジェクト内容(業種と投下資本額)に基づき定められる

■ 特別償却制度

▪ 製造・加工に使用する新品または中古の有形固定資産価格の40%の特別償却制度

《輸入関税》

各種QIP	定義	輸入免税の対象
国内志向型QIP	輸出を目的としないQIP	生産設備、建設資材、輸出品生産のための生産投入材(材料)
輸出志向型QIP	国外に対して製品の一部を販売するQIP	生産設備、建材資材、原材料、中間財、副資材
裾野産業QIP	製品の100%を輸出産業に供給するQIP	生産設備、建設資材、原材料、中間財、生産投入用副資材

【IV-3】会社法関連①

- ◆ 会社に関する法令としては、「企業法」および「商業規則と商業登記に関する法律」に規定されている
- ◆ カンボジアにおける有限責任会社は日本の株式会社該当し、進出している日系企業は主に有限責任会社

項目	内容
株主数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 非公開会社は1名以上30名以下の株主により設立可能 ✓ 公開会社は株主の人数について規定されていない
株主総会	<ul style="list-style-type: none"> ✓ カンボジアにおける株主総会は、会社の設立後1年以内に開催される創立総会、1年に1度開催する必要がある定時株主総会、取締役が必要と認める場合などに開催される臨時株主総会の3つ ✓ 原則、定時株主総会と臨時株主総会は取締役が招集。例外として、議決権を有する株主の過半数以上が招集を要求する場合は、株主による召集も認められている
決議	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定款に特に定めがない限り、株主総会の定足数要件は、議決権株式の過半数を保有する株主または代理人の出席となる ✓ 普通決議は決議に票を投じた株主の議決権の過半数の賛成により採決される決議であり、特別決議は決議に票を投じた株主または当該決議への議決権を有する株主の議決権の3分の2以上の賛成により採決される決議
取締役	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 非公開会社の場合は取締役を1名以上、公開会社の場合には3名以上の取締役を設置しなければならない ✓ 居住地や国籍、本籍についての明文規定はなく、実務上カンボジア国内に居住していない日本人が取締役になることが可能 ✓ 定款で定めがある場合を除き、取締役の任期は2年であるが、再任は可能
監査役	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 有限責任会社は、原則として監査役を設置しなければならないとされているが、非公開会社の場合は監査役の設置義務はない

(出所)「ミャンマー・カンボジア・ラオスの投資・会社法・会計税務・労務」より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-3】会社法関連②

項目	内容														
株式	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 株主の種類については下表の通り。定款に別段の定めがない場合、1株あたりの額面金額4,000リエル、最低発行株式数が1,000株以上 ✓ 企業法および定款の規定に従い、株式の譲渡は認められている <table border="1" data-bbox="477 432 2060 890" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="477 432 972 485">株式</th> <th data-bbox="972 432 2060 485">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="477 485 582 603" rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">種類 株式</td> <td data-bbox="582 485 972 603">普通株式</td> <td data-bbox="972 485 2060 603"> <ul style="list-style-type: none"> • 株主総会での投票の権利 • 配当を受取る権利 • 解散に際して会社の残余財産を受取る権利 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 603 972 691">転換株式</td> <td data-bbox="972 603 2060 691"> <ul style="list-style-type: none"> • 定めておいた事項が発生した時点で、当会社または他の会社の株式や社債に転換可能な株式 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 691 972 743">優先株式</td> <td data-bbox="972 691 2060 743"> <ul style="list-style-type: none"> • 配当金や会社清算時の残余財産を普通株式に優先して受取る権利を有する株式 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 743 972 831">償還株式</td> <td data-bbox="972 743 2060 831"> <ul style="list-style-type: none"> • 保有主の要求または償還優先株主の株券に規定された条件に従って、償還が受けられる株式 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 831 972 890">譲渡制限株式</td> <td data-bbox="972 831 2060 890"> <ul style="list-style-type: none"> • 株主が他社に対して株式を譲渡する権利を制限された株式 </td> </tr> </tbody> </table>	株式		内容	種類 株式	普通株式	<ul style="list-style-type: none"> • 株主総会での投票の権利 • 配当を受取る権利 • 解散に際して会社の残余財産を受取る権利 	転換株式	<ul style="list-style-type: none"> • 定めておいた事項が発生した時点で、当会社または他の会社の株式や社債に転換可能な株式 	優先株式	<ul style="list-style-type: none"> • 配当金や会社清算時の残余財産を普通株式に優先して受取る権利を有する株式 	償還株式	<ul style="list-style-type: none"> • 保有主の要求または償還優先株主の株券に規定された条件に従って、償還が受けられる株式 	譲渡制限株式	<ul style="list-style-type: none"> • 株主が他社に対して株式を譲渡する権利を制限された株式
株式		内容													
種類 株式	普通株式	<ul style="list-style-type: none"> • 株主総会での投票の権利 • 配当を受取る権利 • 解散に際して会社の残余財産を受取る権利 													
	転換株式	<ul style="list-style-type: none"> • 定めておいた事項が発生した時点で、当会社または他の会社の株式や社債に転換可能な株式 													
	優先株式	<ul style="list-style-type: none"> • 配当金や会社清算時の残余財産を普通株式に優先して受取る権利を有する株式 													
	償還株式	<ul style="list-style-type: none"> • 保有主の要求または償還優先株主の株券に規定された条件に従って、償還が受けられる株式 													
譲渡制限株式	<ul style="list-style-type: none"> • 株主が他社に対して株式を譲渡する権利を制限された株式 														
増資・減資	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 増資を実施するためには、特別決議の承認を得ることが必要 ✓ 減資を実施する場合も特別決議の承認を得ることが必要。ただし、「減資を行った後、債務が支払えなくなる場合」「資産の正味実現可能価額が債務額を超えない場合」については、仮に特別決議の承認を得ても減資不可 														
自己株式	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定款の定めに従い、会社は自己株式を取得可能 ✓ ただし、「自己株式取得の対価の支払後、債務が支払えなくなる場合」「資産の正味実現可能価額が債務を超えない場合」については、自己株式の取得は不可 														
配当	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 余剰金の中から配当を行うことが可能。現金の他、現物資産、株式の発行などによる配当を行うことができる ✓ ただし、「配当の支払後、債務が支払えなくなる場合」「資産の正味実現可能価額が債務と資本金額の合計を超えない場合」については、配当を行うことができない 														

(出所)「ミャンマー・カンボジア・ラオスの投資・会社法・会計税務・労務」より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-4】為替管理制度①

- ◆ カンボジア国立銀行(National Bank of Cambodia)がカンボジアの為替管理を管轄
- ◆ 為替相場管理は管理フロート制。中央銀行NBCが、現地通貨リエルの対米ドルレートを安定的にするように管理している(4,000~4,200リエル/米ドルをコンフォタブルゾーンとする方針)

貿易取引

貿易取引	1.標準的な決済取引	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 1997年制定の外国為替管理法、2003年改正の投資法ともに、外為取引の原則自由を定めており、カンボジアは外為取引については高度に自由化されている ✓ ただし、すべての越境外為取引はカンボジアで営業する公認銀行(公認両替業者等を含む)を通じて行わなければならない ✓ 国内における外貨保有・取引は自由である。居住者・非居住者が1万米ドルを超える現金を持ち込み・持ち出す場合には、税関への申告が必要。なお、マネーロンダリング規制が存在し、特に公認銀行において厳格に適用されている
	2.輸出入取引	<ul style="list-style-type: none"> ✓ L/Cの利用も認められており、輸出入取引における特段の規制は存在しない(外為法第5条第1項) ✓ ただし、外為取引はカンボジア国内の公認銀行経由で行う必要がある(同)
	3.ネットィング	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 相殺決済(ネットィング)も認められている(現状はほとんど使用されていない)

【IV-4】為替管理制度②

貿易外・資本取引

貿易外取引	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特段の規制は存在しない ✓ 運賃、保険料等のサービス・役務、仲介貿易における外貨支払、技術援助契約に基づくロイヤルティーの支払も、特段の規制はなし(外為法第5条第1項および改正投資法第11条) 	
資本取引	<p>利子、配当、利益等対外送金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 改正投資法第11条により、以下の海外送金は承認されている <ul style="list-style-type: none"> ・輸入に関する支払、ならびに国際融資における元本および利子の支払 ・ロイヤルティーおよび管理手数料の支払 ・利益の送金 ・撤退の際の投下資本の本国送金 ✓ なお、利息、ロイヤルティー、手数料、配当等の海外送金については、原則として非居住者源泉徴収税(14%)が課税される
	<p>対内および対外直接投資</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特段の規制は存在しない(外為法第5条第1項および改正投資法第11条) ✓ ただし、居住者による10万米ドル以上の対外投資については、中央銀行への事前届け出が必要 ✓ 海外からの投資については、10万米ドル以上の外為取引に関しては公認銀行から中央銀行に報告される。また、公認銀行では、預金で集めた資金の海外での運用は禁止されている
	<p>証券投資</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2011年7月にカンボジア証券取引所開設、2012年4月より取引が開始 ✓ 2019年9月末現在、上場しているのはプノンペン上水道公社、グランド・ツイン・インターナショナル社、プノンペン港湾公社、プノンペン経済特区社、シアヌークビル港湾公社の5社のみであり、第3四半期(7~9月)の時価総額は、前四半期比で約40%増の8億米ドル(約860億円)に達した ✓ 社債市場が2018年に開始。小口金融大手ハッタ・カクセカーが2018年12月に第一号案件となる社債を発行
	<p>対外借入・貸出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特段の規制は存在しない(外為法第16条および投資法11条) ✓ ただし、公認銀行が海外に外国通貨現金を持ち出す際には、中央銀行への事前届け出が必要。また、公認銀行が預金で集めた資金の海外での運用は禁止

【IV-5】貿易制度

- ◆ 貿易に関する管轄官庁は、商業省の貿易促進総局、貿易支援サービス総局およびCAMCONTROL(輸出入貨物検査機関)。ただし、行政改革の一環で2019年2月にCAMCONTROLは全ての検査施設から撤退済
- ◆ 1994年に包括的貿易改革プログラムにより、若干の例外を除いて輸入規制は撤廃。輸入規制品目は、政令No.209 ANK.BKの「禁止・規制品目一覧表」に品目別に、必要なライセンスおよびその担当省庁も明示
- ◆ 食品法および輸入食品管理に関する省令、製品とサービスの品質管理・安全性管理に関する法の制定準備が進められており、規制を受ける品目リスト等が検討されている
- ◆ セーフガード、アンチダンピング、相殺関税等に関する法律として貿易救済法が2017年に制定
- ◆ 一部に輸出禁止・規制品目(要ライセンス)が存在するものの、特定品目以外については輸出ライセンスおよび登録の必要はない

輸入関連規制・ライセンス

【輸入禁止品目】

- 中古品(コンピューター、電池、履物、バッグ等)
- 右ハンドルの自動車
- 宗教、政治、または猥褻図書等の法律に触れる印刷物
- 知的財産権を侵害する物品など

【輸入規制対象品目】

- 薬品、医療関係品(保健省)
- 生きている家畜(農林水産省)
- 武器弾薬(内務省)
- 文化芸術関係品(文化芸術省)
- 金・銀(カンボジア国家銀行)など

【輸入地域規制】地理的な制約を受ける特定の輸入地域はない

【その他】日本から輸出する際の船積前検査は不要

輸出関連規制・ライセンス

【輸出禁止品目】 木材

【輸出規制対象品目(ライセンス申請先)】

- 丸太、木材加工製品(家具、木製手工芸品等)(農林水産省)
ただし、5キログラム以下の木製・竹製・籐製等の手工芸品は規制対象外
- 武器、軍用車両・機器(防衛省)
- 薬品・医療関係品(保健省)
- 文化財(文化芸術省)等

【輸出地域規制】 輸出禁止となっている国・地域はない

【IV-6】資金調達・資金運用

- ◆ 企業の資金調達・資金運用に関する規制はほとんど存在しない
- ◆ カンボジアに進出している日系企業が資金調達をする場合、多くは親子ローンで調達
- ◆ 地場銀行からの借入は金利水準が高く、金利のほか手数料(Processing Fee)として0.1%程度を徴収される
- ◆ 送金についても外資規制はなく、企業が獲得した利益も配当も自由に送金することが可能

資金調達

資金運用

	規制・許可	源泉税		規制・許可	源泉税
親子ローン	✓ なし	✓ 金利に対して14%	利子、配当、利益等対外送金	✓ 改正投資法第11条により、左記海外送金は承認されている	✓ 非居住者源泉徴収税として14%が課税される
オフショアローン	✓ なし	✓ 金利に対して14%	対外送金	✓ なし(ただし、公認銀行が海外に外国通貨現金を持ち出す際には、中央銀行への事前届け出が必要。また、公認銀行が預金で集めた資金の海外での運用は禁止)	✓ 非課税(貸出先国内にて金利に対する源泉税課税の可能性あり)
増資	✓ 5,000万米ドルを超える投資の場合、開発評議会(CDC)の認可が必要	✓ 配当送金に対して14%(QIP企業が法人税免税期間中に獲得した利益を配当する際は、別途Advanced tax on dividend(追加法人税)20%が課税される)			
カンボジア国内調達	✓ なし(不動産担保を伴わない貸出は難しく、短期貸出が中心)	✓ なし(金融機関以外からの場合、金利に対して15%)	対外直接投資	✓ なし(ただし、居住者による10万米ドル以上の対外投資については、中央銀行への事前届け出が必要)	✓ 非課税(投資先国内にて配当に対する源泉税課税の可能性あり)

【IV-7】不動産関連規制

- ◆ 外国人および外国企業による土地の所有は不可(この場合のカンボジア国籍の法人は51%以上の株式をカンボジア人またはカンボジア企業が所有している法人)
- ◆ 外国企業(個人)がカンボジアで土地を使用する方法は以下の通り

外国企業が土地を使用する方法

1.カンボジア国籍企業(個人)からのリース

- ◆ 最長50年の永借権の取得、更に50年の更新が可能
- ◆ 永借人は第三者に対して永借権を対抗するには登記をする必要あり
- ◆ 永貸人は、永借人が3年間賃料を支払わない場合には永貸借を解除可能

2. 合併会社による土地購入

- ◆ カンボジア国籍企業(個人)と合併会社(有限責任会社)を設立し、合併会社名義で土地を購入
- ◆ この場合、外国側の出資比率は49%まで

3.経済特別区と長期リース契約

- ◆ 経済特別区への入居をすることで、経済特別区開発会社と土地長期リース契約を締結
- ◆ 長期貸借期間は開発会社が最大50年までの範囲で規定

4.土地コンセッション*

- ◆ カンボジア政府から土地コンセッションとして土地を賃借
- ◆ 賃借期間は最長99年間
- ◆ 農業開発等の経済的土地コンセッション(Economic Land Concession)の最大面積は10,000ha

*土地コンセッションとは、関連当局の裁量により発行される法的文書によって創設される法的権利であり、コンセッションを受けた個人、法人は土地を占有し、この法律で規定される権利を行使できる(土地法第48条)。主に農業、畜産業促進の為未使用地の有効活用を目的とした制度

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【V-1】みずほ銀行 プノンペン出張所のご案内

◆ 2017年4月19日、みずほ銀行バンコック支店プノンペン出張所開業

プノンペン出張所概要

名称	みずほ銀行 バンコック支店プノンペン出張所 Mizuho Bank, Ltd. Phnom Penh Branch
所在地	13A Floor, Phnom Penh Tower, #445, Monivong Blvd (St. 93/232) Sangkat Boeung Pralit, Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia
担当地域	カンボジア全域
営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9:00～17:00
体制	6名（うち日本人2名）

プノンペン出張所 所在地



空港からのアクセス
タクシー：約30分



(出所):みずほ銀行ウェブサイト

※日本との時差：日本時間-2時間

【V-2】カンボジア地場銀行との業務提携

- ◆ 2013年9月6日、カンボジアの地場銀行2行と業務提携覚書を締結

カナディアバンク／Canadia Bank

- 1991年：カンボジア中央銀行と在外カンボジア人により設立
- 1998年：完全民営化
- 国内第2位の総資産、カンボジア国内に55拠点(2017年3月末時点)

【口座開設可能通貨】米ドル・リエル

【海外から米ドル送金】可能(日本円の送金可能だが、米ドルにExchangeの上入金)

メイバンクカンボジア／Maybank (Cambodia)

- 1993年：みずほ銀行と包括的提携関係にあるMalayan Banking Berhad (Maybank)のプノンペン支店として開業
- 2012年：現地法人化
- マレーシア最大手の銀行の現地法人、カンボジア国内に21拠点(2017年3月末時点)

【口座開設可能通貨】米ドル・リエル・バーツ

【海外から米ドル送金】可能(日本円の送金可能だが、米ドルにExchangeの上入金)

(出所) 各行への問い合わせ等より みずほ銀行プノンペン出張所作成



(出所)：みずほ銀行プノンペン出張所撮影



(出所)：みずほ銀行プノンペン出張所撮影

【V-3】カンボジア開発評議会との業務提携

- ◆ 2017年2月27日、みずほ銀行はカンボジアにおける投資窓口である、カンボジア開発評議会（Council for the Development of Cambodia: CDC）と日系企業進出支援に関する業務協力覚書を締結
- ◆ CDCとの業務協力覚書締結は、金融機関では初めてとなる



(出所)みず銀行プノンペン出張所撮影



MIZUHO

カンボジア開発評議会(CDC)の概要

設立	1994年 カンボジアにおける復興・開発と投資活動の監督に関して責任を負う唯一の機関としてカンボジア投資法により設立
所在地	Government Palace, Sisowath Quay, Wat Phnom, Phnom Penh, Cambodia
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・投資優遇策の申請受付・審査 ・カンボジア資本による投資促進の役割 <ol style="list-style-type: none"> ①潜在的投資家への情報提供 ②投資申請書の審査、優遇措置の提供 ③事業を開始した投資案件のモニタリング ④事業開始後の投資案件に対するアフターサービス ⑤年2回開催される官民合同フォーラムの場における政策対話 ・投資関連情報の提供
日本政府による支援	<p>「カンボジア国内の投資環境整備」 「職員の能力開発」「投資促進活動支援」 上記のための積極的な支援を実施するため、JICAが2010年「カンボジア開発評議会(CDC)投資関連サービス向上プロジェクト」を共同で立上げ</p>

©2019 株式会社みずほフィナンシャルグループ

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、弊社が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、弊社はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他如何なる手段において複製すること、②弊社の書面による許可なくして再配布することを禁じます。